

平成20年度市県民税のお知らせ

問合せ先 市民税課(☎51・2203)

☎ <http://www.city.toyohashi.aichi.jp/zei/>

平成20年度の市県民税は平成19年中の所得に対して課税され、平成20年6月から納めていただきます。

平成20年度の変更点

■ 高齢者非課税措置の廃止

平成17年1月1日時点で65歳以上(昭和15年1月2日以前生まれ)で前年の合計所得金額が125万円以下であった方に適用されていた非課税措置が平成18年度に廃止されました。そこで急激な税負担を軽減する経過措置として、平成18年度は税額の3分の2、平成19年度は税額の3分の1を減額していましたが、平成20年度から経過措置は廃止され、全額負担となります。

■ コンビニエンスストアでも納付できるようになりました

市県民税は、平成20年4月からコンビニエンスストアでも納付できるようになりました。ただし、次の納付書はコンビニエンスストアでの取り扱いができません。

- ① バーコードの印字がないもの
- ② 納期限の翌日から起算して15日を過ぎたもの
- ③ 金額を訂正したもの
- ④ 30万円を超えるもの

■ 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)適用者に対する調整措置

税源移譲により所得税が減少し、所得税の住宅ローン控除が控除しきれなくなる場合があります。その場合、平成18年までに入居した方に限り、申告により、所得税で控除しきれなかった差額分を、平成20年度以降は市県民税所得割額から控除します。

■ 損害保険料控除から地震保険料控除へ

地震保険料控除が創設されました。これに伴い、短期損害保険料は控除の対象からはずれます。なお、長期損害保険料は平成18年末日までに締結したものに限り控除の対象となります。

Q&A

Q 年金生活者ですが納税通知書が届きました。なぜですか？

A 公的年金(社会保険庁や年金基金からの年金)も雑所得という所得区分に含まれ、課税の対象となります。そのため年金生活の方でも市県民税がかかる場合があります。

Q 現在収入がなくても市県民税はかかりませんか？

A 市県民税は前年中の所得に対してかかります。したがって、現在収入がなくても前年中に収入があればかかる場合があります。

納税通知書を送付します 納税にご協力ください

「平成20年度市民税・県民税納税通知書」を6月13日に送付します。課税明細書などの内容を確認し、納期限までに金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。なお、ゆうちょ銀行・郵便局での取り扱いには口座振替のみです。

納期

- 第1期分 6月
- 第2期分 8月
- 第3期分 10月
- 第4期分 1月

お手元に届いた納税通知書は大切に保管してください。
納税は便利な口座振替をご利用ください。

固定資産税の減額措置を創設します

問合せ先 資産税課(☎51・2220)

■ 省エネ改修工事を行った既存住宅に係る減額措置

改修後3か月以内に、建築士などが発行した証明書・平面図・工事費の明細書・写真などの関係書類を添付し申告をした場合は、翌年度分の固定資産税額(120㎡相当分まで)3分の1を減額します。

対象 平成20年4月1日〜平成22年3月31日に次の①〜④の工事のうち

- ① を含む省エネ改修工事を行い、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合した住宅
- ① 窓の改修工事
- ② 床の断熱改修工事
- ③ 天井の断熱改修工事
- ④ 壁の断熱改修工事

(外気等と接するものの工事に限る)

その他 改修工事は平成20年1月1日以前から所在する住宅(賃貸住宅を除く)で、改修工事に要する費用が30万円以上であることが条件です

住宅用火災警報器はついていますか？

問合せ 消防本部予防課(☎51・3115)

平成20年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されました。豊橋市では寝室、階段(2階以上の階に寝室がある場合)、台所に設置が必要です。

ただし、共同住宅などで消防法令に適合する自動火災報知設備等がすでに設置されている場合は、設置が免除されます。

■設置場所

寝室 就寝に使用する部屋の天井または壁面に設置

階段

就寝に使用する部屋の天井または壁面の階段の踊り場の天井または壁面

台所

調理時に煙または蒸気が直接かからない天井または壁面

■購入場所

電化製品販売店、消防防災設備取扱店、量販店などで、購入の目安として上記「NSマーク」がついているものを選んでください。



〈日本消防検定協会鑑定マーク〉

悪質な訪問販売などに十分注意してください。

市職員や消防職員のふりをして強引に高額な価格で販売するケースがあります。市職員や消防職員が販売することはありません。また、業者による点検の必要はありません。取扱説明書で点検方法をよく確認して、自ら点検を行う習慣をつけましょう。

6月8日～14日は危険物安全週間

(危険物安全週間推進標語)

「安全な確かなスマッシュ保守点検」

ガソリン、灯油などの石油類をはじめとする危険物は事業所などで幅広く利用されることも、私たちの生活の中でも欠かすことのできないものとなっています。これらの危険物は、私達の暮らしを豊かにする一方で、その取り扱い方を誤ると火災などの災害を誘発する危険性を持っています。

危険物を取り扱う場合は、次のことに注意しましょう。

◎ガソリン、灯油などは必要以上に貯蔵せず、安全な場所で管理しましょう。

◎引火性の危険物(ガソリン、灯油、スプレー缶など)を火の近くで使用するのはやめましょう。

◎セルフスタンドが増える中、給油のふきこぼれ事故が多発しています。継ぎ足し給油や給油口から目を離しながら給油を行うことは大変危険です。正しい給油方法に従い、安全に取り扱しましょう。

迷惑行為防止条例が改正され 6月1日から施行されます

問合せ 豊橋警察署生活安全課(☎54・0110内線282)

主に歓楽街や駅などで行われている迷惑性の高い暴力的不良行為に対処するため、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」が改正されました。

〈改正のポイント〉

・風俗店などで働くように勧誘する行為の禁止(スカウト行為の禁止)

道路や駅などで風俗店など(キャバクラなど)で働くように勧誘する行為が禁止されたほか、性風俗店など(ファッションヘルスなど)で働くように勧誘する行為については、通行人への呼びかけ、チラシ類を配布や提示するだけの行為(誘引行為)も禁止されました。

・風俗店などへの客引き行為の規制の強化

道路や駅などで風俗店などへ客引きする行為の禁止のほか性風俗店などへの勧誘については、通行人への呼びかけ、チラシ類を配布や提示するだけの行為(誘引行為)も禁止されました。

・迷惑ビラなどの配布行為などの禁止
性風俗を広告または宣伝するビラやこれらの業種へ従事することを募集するビラ(迷惑ビラなど)を道路や駅などで配布したり、公衆電話ボックスなどに貼り付けたり、人の住居などへ配ることが禁止されました。

・罰則が強化されました
(最高100万円以下の罰金)

改正前は客引行為は50万円以下の罰金または拘留もしくは科料でしたが、改正後は100万円以下の罰金になりました。
客引行為、勧誘行為、迷惑ビラなどの配布行為の禁止規定に違反した場合には、行為者のほか、事業主(法人も含む)も罰せられます。